

公立・公私連携こども園における学校休業期間中の取扱い方針

令和2年4月6日時点方針

1、登園自粛の要請について

1) 理由等

保育所・こども園等については、「保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもない等、学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府の考えに基づき、前回の臨時小中学校休校時同様、開園することと決定しております。

また、県においても、県内罹患者が増加しつつあることから、「フェーズ（局面）が変わった」との認識をもち、更なる対策の必要性が示されております。

本市としては、感染拡大のリスクを回避するため、当面の間、こども園等に通うお子様で、ご家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う登園自粛を要請いたします。

2) 自粛の要請期間

学校休業期間と同期間（現在は、4月9日（木）～ 4月19日（日））

2、登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

1) 給食費について

給食費の徴収のある、1・2号認定児の給食費については、保育料に準じて日割り等による減免を行う予定です。

2、自粛した日の教育日数上の取扱いについて

欠席にはあたりません。

3、育児休業中の保護者が復帰の時期を遅らせた場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、一時的に育児休業を延長し、復帰が5月（最長6月1日まで）になった場合も、令和2年4月から在園継続を認めることとします。その場合、4月末日まで家庭保育にご協力ください。

4月9日から4月末日まで全日、家庭保育にご協力いただいた場合は、4月の保育料を全額免除と致します。